

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年6月18日
照会部署名 太田年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 (厚生年金適用調査課長) 角田 和広
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 細井

(受付番号)

ブロック本部受付番号 2010-011	本部受付番号 No.2010-732
---------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

一時帰休解消に伴う随時改定の取扱について

(内容)

昭和59年3月29日保険発25号・庁保険発第8号通知について「休業手当等をもって標準報酬の決定又は改定を行った後に一時帰休の状況が解消したとき」とあるが、これは休業手当等をもって取得時の報酬決定、定時決定(算定)又は随時改定(月変)が行われた後ということでしょうか。

定時決定において一時帰休により計算したとしても従前同等級で決定となり、標準報酬に変更が無かった場合には、その後解消により2等級以上の差が生じても随時改定不該当という解釈でよいのか。また、算定により一等級でも報酬が改定されていれば解消後の随時改定の対象となるのか。

(ブロック本部回答)

本案件に関して、諸規程等に明らかになっていることが確認できなかったため、
本部への疑義照会をお願いいたします。

回答日 平成22年6月28日

回答部署名 北関東・信越ブロック本部適用・徴収支援部
厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター(厚生年金適用支援グループ長)

吉沢 契佐紀

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

昭和50年3月29日付保険発第25号・庁保険発第8号「一時
帰休等の措置がとられた場合における健康保険及び厚生年金保険の
被保険者資格及び標準報酬の取扱いについて」で示されている「休業
手当等をもって標準報酬の決定又は改定を行った後に一時帰休の状況が解消し
たとき」の解釈については、休業手当等をもって標準報酬の決定又は改定が行
われていればよく、それが等級変更を伴わない場合であっても、解消後の隨時
改定の対象となる。

回答日 平成22年12月16日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上